

第2部 社会福祉

令和4年度 社会

一般社会福祉

事業名	予算額(千円)
民生委員児童委員活動	69,505
福祉資金の貸付 ①	2,079
遺家族の援護 ①	1,834
罹災者の援護 ①	1,500
更生保護活動 ①	4,368
「福祉の日」推進活動 ①	6,000
社会福祉に関する諸事業・団体への補助・助成	357,666
生活困窮者自立支援事業	1,469,907
中国残留邦人等支援事業	35,333
行旅病人・行旅死亡人援護費	1,113
社会福祉施設等指導監査費	10,444

生活保護施策

生活保護

生活保護扶助費	21,657,705
生活保護受給者自立支援事業	34,363

福祉事業予算の概要

Ⓒは、市単独事業

事業内容
民生委員の日常の活動に対する経費
臨時の出費による一時的な生活困窮者への貸付金
戦没者遺族・戦傷病者に対する各種年金・一時金の支給進達事務 戦没者に対する追悼式等の諸行事に関する費用・遺族会活動費補助
災害により被害を受けた者又はその遺族に対する見舞金、弔慰金の支給
社会を明るくする運動をはじめとした犯罪者の更生・青少年の非行防止等の活動に対する保護観察協会への助成金
10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する社会福祉大会を中心に各種啓発事業を実施する「推進委員会」への費用補助
社会福祉協議会及び社会福祉事業団への助成
生活困窮者自立支援法に定める必須事業として自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、任意事業として就労準備支援事業を実施するもの
中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援給付事業
行旅病人及び行旅死亡人の援護
社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査業務

生活扶助費	食費、衣類、光熱水費などの費用
住宅扶助費	家賃、住宅の補修などの費用
教育扶助費	義務教育における学用品費、給食費などの費用
介護扶助費	介護などの費用
医療扶助費	治療、薬剤などの費用
出産扶助費	出産等の費用
生業扶助費	自立のために技能を修得するなどの費用
葬祭扶助費	葬祭等の費用
施設事務費	救護施設等へ入所している場合に必要な費用
就労自立給付金	就労による自立の促進及び保護脱却後の税負担等を補填するための費用
進学準備給付金	大学等に進学する者に対して進学の際の新生活立ち上げの費用
委託事務費	日常生活支援住居施設において社会生活支援を受けているかたがいる場合に必要な費用
生活保護受給者のうち、就労経験や資格・技能がない、就労意欲が低下しているなどの困難を抱えたかたに対し、技能習得や支援員による求職活動支援を行うもの	

第1章 社会福祉

第 1 章 社会福祉

第 1 節 一 般 社 会 福 祉

1 民生委員推薦会

民生委員の選出にあたっては、民生委員法に定めるところにより市町村に設置される民生委員推薦会の推薦が必要であり、本市においては、昭和 51 年 5 月から設置されています。

選挙権等を有する者のうち、法等で定める基準を満たす民生委員候補を推薦します。

2 民生委員（民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された方々です。）

民生委員は、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行って地域社会の福祉の増進に努めるために熱意のある人の中から選ばれた民間の奉仕者です。そして、援助を必要とする人が福祉サービスを適切に活用するために必要な情報の提供をはじめ、その他の援助を行うなど、社会福祉行政の協力者として活動しています。なお、民生委員は児童委員を兼ねています。

児童委員は、児童や妊産婦、母子家庭の福祉の増進を図るための適切な援助や指導を行います。その具体的な活動は、担当する区域内における個別援助、児童健全育成、子育て支援等にわたって、主任児童委員と連携を図りながら推進しています。

主任児童委員は、平成 6 年 1 月 1 日、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として設置されました。以来、児童委員活動を円滑に推進するために児童福祉関係機関との連絡調整をはじめとして、各区域を担当する児童委員との連携を図りながら、必要となる援助と協力を行っています。

(1) 地区別民生委員数

(令和4.4.1現在)

地 区 名	定 数	現 員 数	内 訳	
			男	女
中 央	5 7	5 3	1 7	3 6
飯 塚	2 6	2 5	7	1 8
横 曽 根	2 5	2 4	5	1 9
青 木	3 8	3 6	8	2 8
上 青 木	2 6	2 6	5	2 1
前 川	2 0	1 9	1	1 8
南 平	4 0	3 9	1 2	2 7
朝 日	3 3	2 8	3	2 5
新 郷	3 8	3 7	1 1	2 6
神 根	5 1	4 9	1 1	3 8
芝 東	5 1	5 0	9	4 1
芝 西	5 2	5 0	1 4	3 6
安 行	2 9	2 2	9	1 3
戸 塚	5 2	5 1	1 2	3 9
鳩ヶ谷第1	2 9	2 6	8	1 8
鳩ヶ谷第2	3 3	3 1	7	2 4
鳩ヶ谷第3	3 3	3 0	4	2 6
合 計	6 3 3	5 9 6	1 4 3	4 5 3

(主任児童委員 39名含む)

(2) 民生委員活動状況

年度 区分		3 0	元	2	3
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在宅福祉	523	556	369	292
	介護保険	465	485	378	426
	健康・保健医療	1,054	861	867	1,197
	子育て・母子保健	246	193	164	228
	子どもの地域生活	1,256	1,214	1,048	1,548
	子どもの教育・学校生活	1,186	1,247	944	1,164
	生活費	320	267	258	230
	年金・保険	54	67	64	50
	仕事	71	57	48	46
	家族関係	464	416	323	414
	住居	191	190	205	255
	生活環境	677	596	787	711
	日常的な支援	2,146	1,891	1,644	1,739
	その他	2,577	2,676	2,142	2,773
	計	11,230	10,726	9,241	11,073
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高齢者に関すること	6,450	6,089	5,077	5,947
	障害者に関すること	401	363	271	425
	子どもに関すること	2,767	2,749	2,389	3,027
	その他	1,612	1,525	1,504	1,634
	計	11,230	10,726	9,241	11,033
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	30,453	32,392	24,833	25,327
	行事・事業・会議への参加・協力	15,604	15,574	6,037	6,627
	地域福祉活動・自主活動	18,564	17,725	12,127	14,379
	民児協運営・研修	16,875	18,256	13,875	14,718
	証明事務	440	549	469	513
	要保護児童の発見の通告・仲介	48	164	68	81
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	43,652	46,48	37,133	36,124
	その他	56,079	60,918	48,839	43,988
連 絡 訪 問 回 数	委員相互	41,018	48,662	43,825	45,065
	その他の関係機関	20,528	23,133	18,466	19,432
活動日数		77,195	79,194	67,378	70,794

(3) 年齢別委員数

(令和4.4.1現在)

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合 計	平均年齢
民生委員	3	4	6 3	2 2 8	2 5 9	5 5 7	6 7. 8
主任児童委員	0	6	2 2	1 1	0	3 9	5 5. 7

(4) 在職年数別委員数

(令和4.4.1現在)

	3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 40年未満	合 計	平 均 在職年数
民生委員	1 5 1	1 0 8	1 2 1	1 4 8	2 9	5 5 7	7. 9
主任児童委員	1 0	1 0	1 1	7	1	3 9	6. 6

(5) 民生委員協力員

本市では、民生委員の活動に対する負担軽減を図るとともに、新たな地域福祉の担い手となる人材を育成することにより、地域福祉の増進を図るため、民生委員活動の補佐・協力をする「民生委員協力員」制度を、令和元年12月1日から開始しました。

・協力員数 33名 (令和4.4.1現在)

3 「福祉の日」推進事業

これからの福祉を推進するためには、地域社会のもつ社会連帯機能を重視し、健康で安らぎのある地域づくりを進めるとともに、特にボランティア活動を核とした総ぐるみの福祉という環境をつくり「思いやり」「いたわりあい」「たすけあい」の精神を広く市民各層に涵養する必要があります。

そのため、本市では毎年10月25日を「福祉の日」と定め、福祉の心を啓発する各種事業を実施しております。

(1) 川口市社会福祉大会

令和3年10月23日(土)にリリア「メインホール」にて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、式典のみを実施し、「展示ホール・催し広場」にて金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業を実施しました。

(2) その他の事業

・デザイン画募集事業

令和3年度応募総数 1,250作品

4 福祉資金

臨時的な出費によって、一時的に生活が窮迫した世帯に対して貸し付けを行い、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、昭和44年4月1日から実施しています。

(1) 資 格

- ・ 市内に3カ月以上居住し、世帯の生計中心者であること。
- ・ 生活保護を受けていないこと。
- ・ 他からの融資を受けることができないこと。
- ・ 返済能力があり、かつ、市内（市長が特別の事由があると認めるときは、近隣の交通至便で、かつ、債権を回収するために赴くことが容易である区域）に引き続き1年以上居住する独立して生計を営む確実な連帯保証人が得られること。
- ・ 市長が貸付けを適当と認めるものであること。

(2) 貸付限度額

- ・ 1世帯につき10万円を限度とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは25万円を限度とする。
- ・ 助産費の貸付については、出産育児一時金支給見込額の80%を限度とする。

(3) 貸付状況

(単位：千円)

年度 区分	29		30		元		2		3	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生活資金	7	700	1	100	7	700	1	100	3	270
住宅資金	7	1,140	5	890	7	1,140	5	890	2	275
就学資金	1	250	1	90	1	250	1	90	0	0
医療費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助産費	0	0	1	150	0	0	1	150	0	0
葬祭費	0	0	2	500	0	0	2	500	0	0
合 計	15	2,090	10	1,730	15	2,090	10	1,730	5	545

5 戦傷病者・戦没者遺族等援護

戦没者の遺族をはじめ、戦傷病者等の各種施策については、国家補償の精神に基づき関係法律により、援護が行われています。

(1) 恩給法関係

種 類			対 象 者
本人 に 対 す る 給 付	普 通 恩 給		最短恩給年限以上在職して退職した者
	傷病恩給	増 加 恩 給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（在職年数に関係なく普通恩給が併給される）
		傷 病 年 金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定以上の障害を有する者
		特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等
	一 時 恩 給		引き続き実在職年が3年以上ある者
	一 時 金		断続した実在職年が合算して3年以上ある旧軍人等
	傷 病 賜 金		公務に起因する傷病により、傷病年金が支給される程度に至らない軽度の障害を有する下士官以下の旧軍人
遺 族 に 対 す る 給 付	普 通 扶 助 料		普通恩給受給者又は受給権者の遺族
	公務関係 扶助費	公 務 扶 助 料	公務に起因する傷病により死亡した者の遺族（在職年の長短に関係ない）
		増 加 非 公 死 扶 助 料	公務以外の事由により死亡した増加恩給受給者の遺族
		特 例 扶 助 料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人の遺族
	傷病者遺族特別年金		公務以外の事由により死亡した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族
	一 時 扶 助 料		一時恩給の受給権を有する者の遺族
	遺 族 一 時 金		一時金の受給権を有する者の遺族

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

区 分		対 象 者
年 金	遺 族 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が公務傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特例遺族年金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が勤務関連傷病により死亡した場合、その遺族に支給
	特 設 年 金	軍人・軍属・準軍属、障害年金受給者が併発死した場合、その遺族に支給
	障 害 年 金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定以上の障害になった軍人、軍属、準軍属
	障 害 者 遺 族 特 例 年 金	公務傷病により第2款症以下又は勤務関連傷病による障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
	平 病 死 遺 族 年 金	公務傷病により第1款症以上の障害年金受給者が平病死した場合、その遺族に支給
国 庫 債 券	弔 慰 金	公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、軍人、軍属、準軍属が死亡した場合、その遺族に弔慰のために支給

※その他、戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金があります。

(3) 関連団体

戦没者の英霊顕彰及び遺家族の処遇改善を目的として組織された川口市遺族会の支援を行っています。

事業内容

- ・ 遺家族の処遇改善運動の実施
- ・ 川口市戦没者追悼式への参加
- ・ 定期総会の開催
- ・ 会員の見識の向上を図るために県外研修を実施
- ・ 組織の拡充を期し、県遺族連合会等の各種研修会に参加

6 罹災者の援護

災害により、被害を受けたかた又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を交付しています。

(1) 見舞金等交付基準

区 分	見舞金の金額（円）
全焼又は全損壊	2人以上の世帯 50,000
	単身世帯 20,000
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び 床上浸水並びに水損	2人以上の世帯 20,000
	単身世帯 10,000
死 亡	50,000
重 傷（1カ月以上の負傷）	20,000
軽 傷（1週間以上1カ月未満の負傷）	10,000

※ 受給資格は、市内に居住し住民基本台帳に記録されているかた。
但し特別措置もあり。

(2) 災害見舞金等交付状況

（単位：円）

年 度	全焼（壊）		半焼（壊）		床 上 浸 水		死者・重軽傷者		そ の 他		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	人 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
29	6	300,000	0	0			死1	50,000				
			(1)	20,000								
	1	20,000	2	20,000	1	10,000			1	5,000	16	455,000
			(3)	30,000								
30	12	600,000	1	20,000			死1	50,000				
			(2)	40,000								
	2	40,000	6	60,000							25	820,000
			(1)	10,000								
元	18	900,000	6	120,000	57	1,140,000	死5	250,000				
			(5)	100,000								
	8	160,000	2	20,000	21	210,000			5	25,000	129	2,945,000
			(2)	20,000								
2	10	500,000	0	0	3	60,000	死2	100,000				
			(6)	120,000								
	6	120,000	0	0	3	30,000			1	5,000	34	965,000
			(3)	30,000								
3	5	250,000	3	60,000	0	0	死7	350,000				
			(6)	120,000								
	9	180,000	2	20,000	0	0			1	5,000	37	1,025,000
			(4)	40,000								

※上段は2人以上の世帯、下段は単身世帯。

※（ ）内は、水損（外書き）。

7 日赤事業

日本赤十字社は世界各国の赤十字社と手を握って、人類の福祉と世界平和のため、国の内外にわたり活動を続けています。また、日赤埼玉県支部川口市地区においても、次のような事業を行っています。

(1) 事業内容

- ・ 災害援護活動〔令和3年度交付状況〕 ふとん(11セット)・日用品(8個)・毛布(11枚)
- ・ 献血事業の推進
- ・ 家庭看護法、救急法等講習会の開催
- ・ 会員増強運動の実施
- ・ 重度身体障害児援護事業
- ・ 日赤奉仕団による奉仕活動
- ・ その他、赤十字思想普及に関する事業

(2) 日赤活動資金募集状況（市民からの募金）（単位：円）

区分 年度	日赤埼玉県支部から の 割 当 目 標 額	実績額	達成率
29	34,062,700	23,659,066	69.4%
30	34,062,700	22,272,329	65.3%
元	34,062,700	22,127,757	64.9%
2	34,062,700	19,566,758	57.4%
3	32,440,600	19,476,908	60.0%

8 更生保護事業

更生保護は、罪を犯した人たちの更生や、青少年の非行防止、健全育成などを目的としており保護司をはじめ各団体に属する市民に支えられています。

活動状況

区 分	目 的	内 容
川口地区保護司会	保護司の職務は、罪を犯した者の更生を助けたり、犯罪及び再犯防止のための啓発を行い、個人及び公共の福祉に貢献することを目的とする。	1. 社会を明るくする運動 2. 定期駐在（更生保護相談） 3. 公開事例研究(非行防止教室等) 4. 少年院等の激励慰問
川口地区 更生保護女性会	ボランティア精神に基づいて国が行う更生保護事業に女性の立場から協力し、罪を犯した人を助け、非行少年の健全育成と地域社会の犯罪防止を通し明るい社会の実現につくすことを目的とする。	1. 社会を明るくする運動に協力 2. ミニ集会（スライド映写などによる活動報告会） 3. 少年院等の激励慰問

9 生活困窮者自立支援事業

(1) 事業概要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業、住居確保給付金支給事業、及び就労準備支援事業を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援するものです。

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、適切な情報提供を行うとともに、課題の評価分析、自立に向けたプランを作成し、関係機関と連携しながら生活全般にわたる包括的な支援を実施するものです。

② 住居確保給付金支給事業（※平成 29 年度より福祉総務課から移管）

2 年以内の離職・廃業または個人の都合によらない休業等により収入が減少し、住居を失ったまたはそのおそれの高い生活困窮者で就労意欲・能力ともにあるかたを対象に、安心して就職活動ができるよう、家賃に充てるための費用を支給するものです。

③ 就労準備支援事業

直ちには就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため対象者一人ひとりの状況に応じ、日常生活の自立・社会生活の自立・就労自立に関する支援を実施するものです。

(2) 実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
①自立相談支援相談件数	9 2 1 件	1, 3 3 6 件	8 9 7 件
②住居確保給付金 決定件数・支給額	4 0 件 5, 873, 400 円	9 3 1 件 187, 928, 809 円	4 8 7 件 109, 186, 784 円
③就労準備支援利用件数	7 件	6 件	2 件

10 生活保護受給者自立支援事業

(1) 事業概要

被保護世帯に属するかたで稼働能力があり、かつ就労を阻害する要因がないかたを対象に、支援を実施することにより就労意欲を助長し、自主的な求職活動により就労を実現し、経済的自立を促進することを目的として実施するものです。

職業相談等の経験者である就労支援員が、履歴書の書き方や面接の受け方の指導等、就職活動の基本的訓練や公共職業安定所への同行訪問等の専門的な支援を行うものです。また、就労に向けた準備が整っていないかたに対しては、基礎能力の形成及び職業訓練を行うものです。

(2) 実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
就労支援を行った支援件数	2, 2 7 4 件	1, 5 7 2 件	2, 5 1 4 件
就労開始人数	1 8 3 人	1 4 0 人	1 3 6 人

1 1 中国残留邦人等支援事業

(1) 事業概要

中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援策に係る経費を給付するもので、平成20年度から実施しています。

(単位：円)

令和3年度決算額		令和4年度予算額		構成比
生活支援給付費	12,403,470	生活支援給付費	13,200,000	38.2%
住宅支援給付費	5,010,660	住宅支援給付費	5,559,000	16.1%
医療支援給付費	12,879,582	医療支援給付費	14,400,000	41.6%
介護支援給付費	905,031	介護支援給付費	1,012,000	2.9%
その他の支援給付費	212,000	その他の支援給付費	424,000	1.2%
配偶者支援金	43,383	配偶者支援金	0	0.0%
合計	31,454,126	合計	34,595,000	100.0%

※給付世帯数12世帯、給付人員数17人（令和4年3月31日現在）

1 2 社会福祉審議会

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項の規定により都道府県、指定都市、中核市に設置することとなっており、社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項を調査・審議するための附属機関です。

(1) 委員の定数 50名以内

(2) 委員の資格

下記の者から市長が任命する。

- ・ 議会の議員
- ・ 社会福祉事業に従事する者
- ・ 学識経験者

(3) 役割

社会福祉審議会は、調査・審議内容が社会福祉という広範な分野に関わることから、複数の専門分科会や部会で構成され、通常は、専門分科会等において調査・審議が執り行われることになります。

専門分科会や部会では具体的・専門的な案件について審議することから、専門分科会及び部会における決議を、審議会全体の決議とすることができます。

(4) 構成

専門分科会等の設置については、法令で義務付けられているもの（法定必置）と、必要に応じて設置するもの（任意設置）があり、川口市社会福祉審議会は、民生委員審査、障害者福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会と障害者福祉専門分科会審査部会、児童福祉施設設置認可部会、子ども条例検討部会で構成されます。

1 3 社会福祉施設等指導監査

事業概要

社会福祉法人、社会福祉施設等の健全かつ適正な運営及び利用者への適切なサービスの提供を確保するため、各施設において指導監査を行っています。

指 導 監 査 対 象	件 数		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉法人	9 件	3 件	16 件
児童福祉施設等	119 件	44 件	190 件
老人福祉施設、介護保険施設、介護サービス事業所等	310 件	196 件	225 件
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	152 件	80 件	157 件
合 計	590 件	323 件	588 件

第2章

生活福祉

第2章 生活福祉

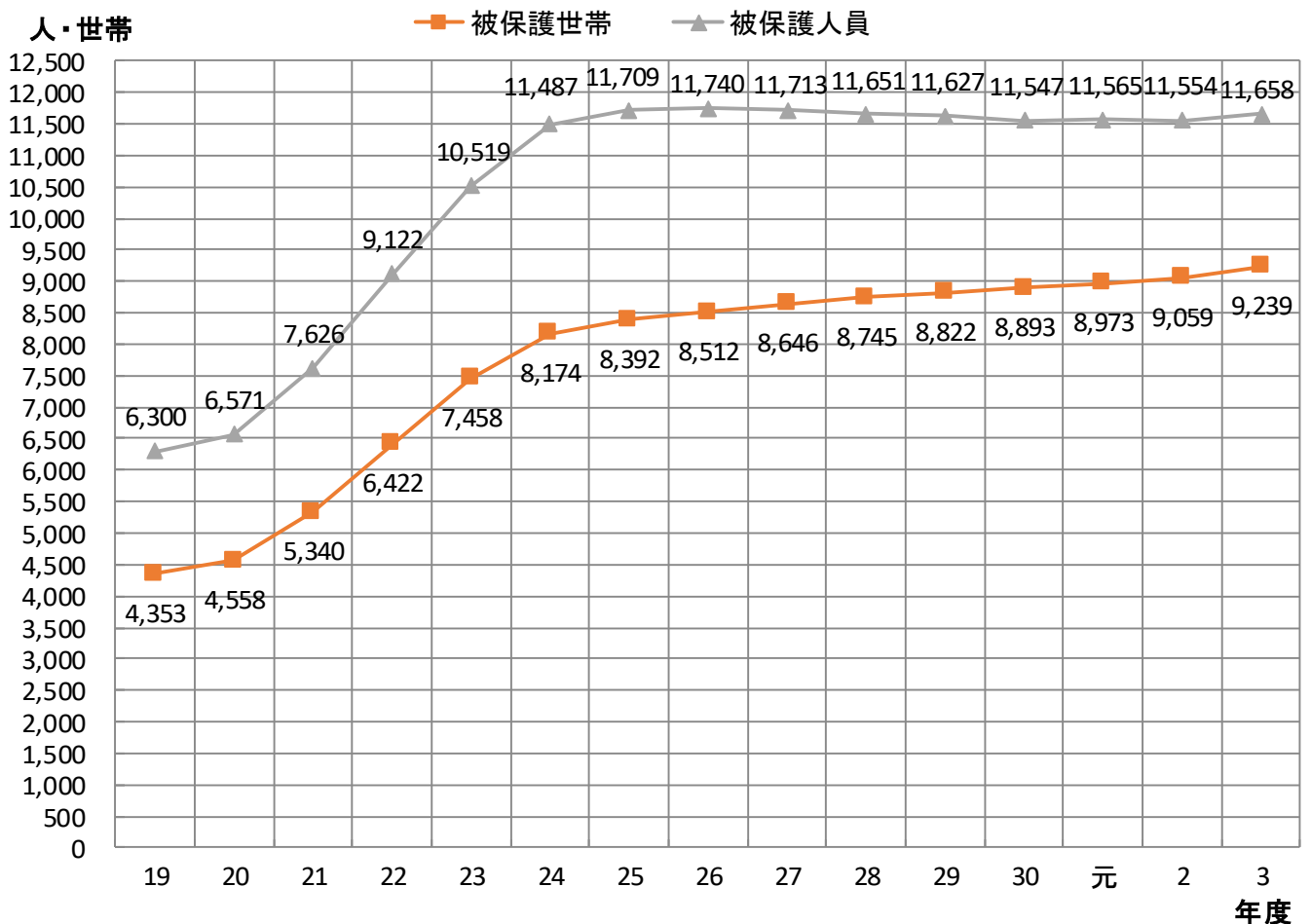
第1節 生活保護

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。保護は、生活に困窮するが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

1 被保護世帯及び人員の推移

平成20年度以降、不況の影響を受け、被保護世帯、被保護人員ともに急激な伸びを示していましたが、平成25年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。単身高齢者世帯は増加傾向にあり、被保護世帯は微増しています。

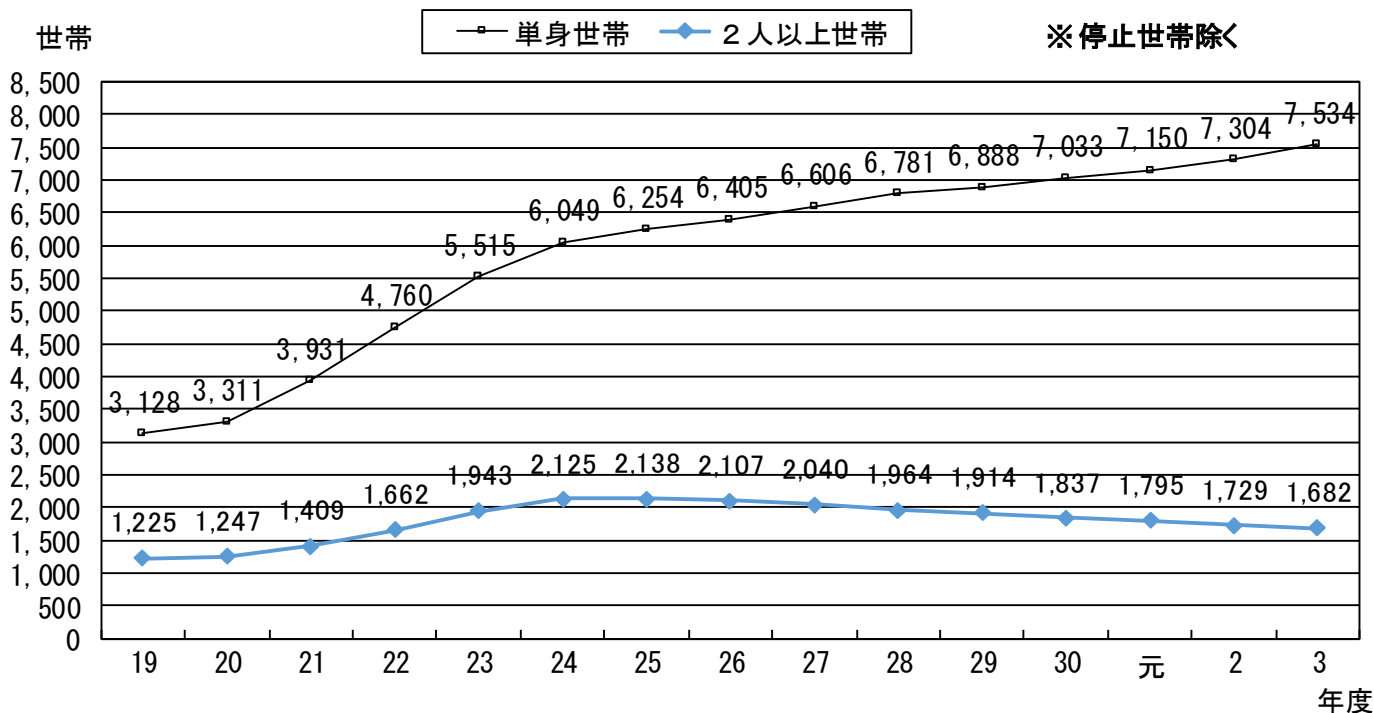
被保護世帯及び人員の推移(各年度月平均)



2 単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移

単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移を比較すると、平成20年度以降、単身保護世帯の増加が目立っています。

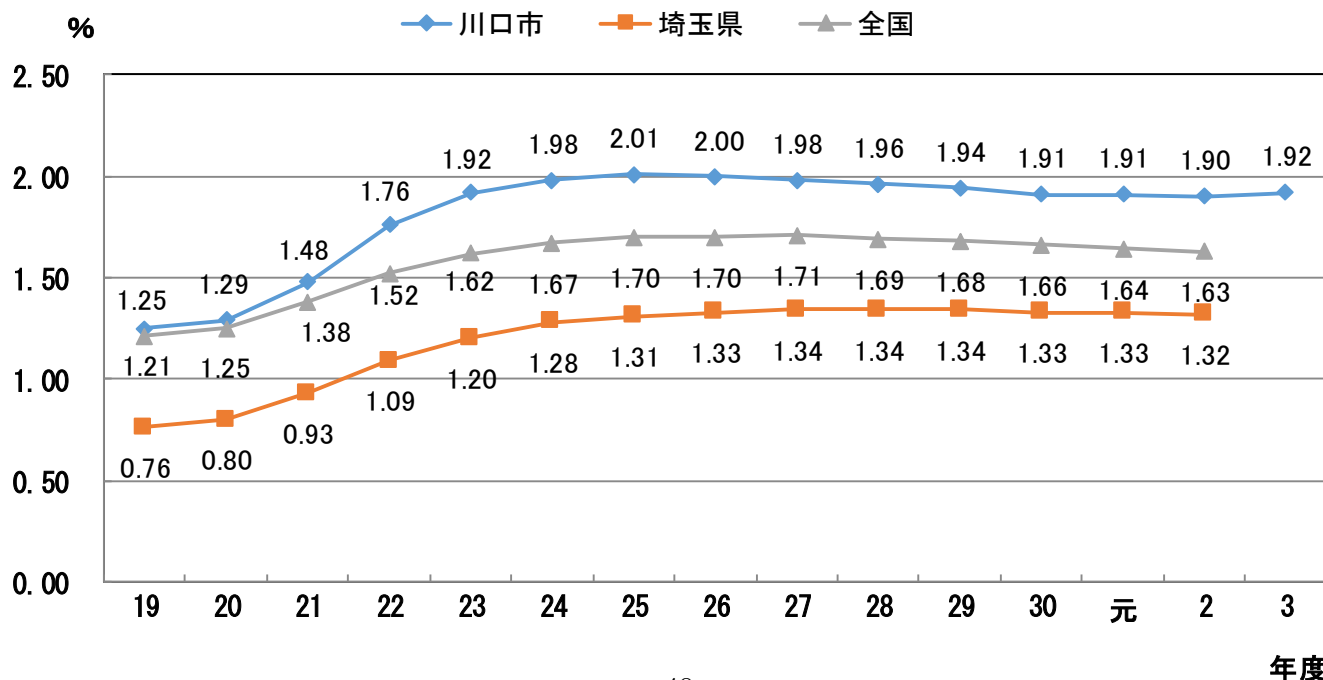
単身保護世帯と2人以上保護世帯の推移(各年度月平均)



3 保護率（人口百人比）の推移

保護率は、東京都に隣接する地域的特性を反映して県下でも高い保護率を示しており、全国平均、県平均とともに上回った状態が続いています。

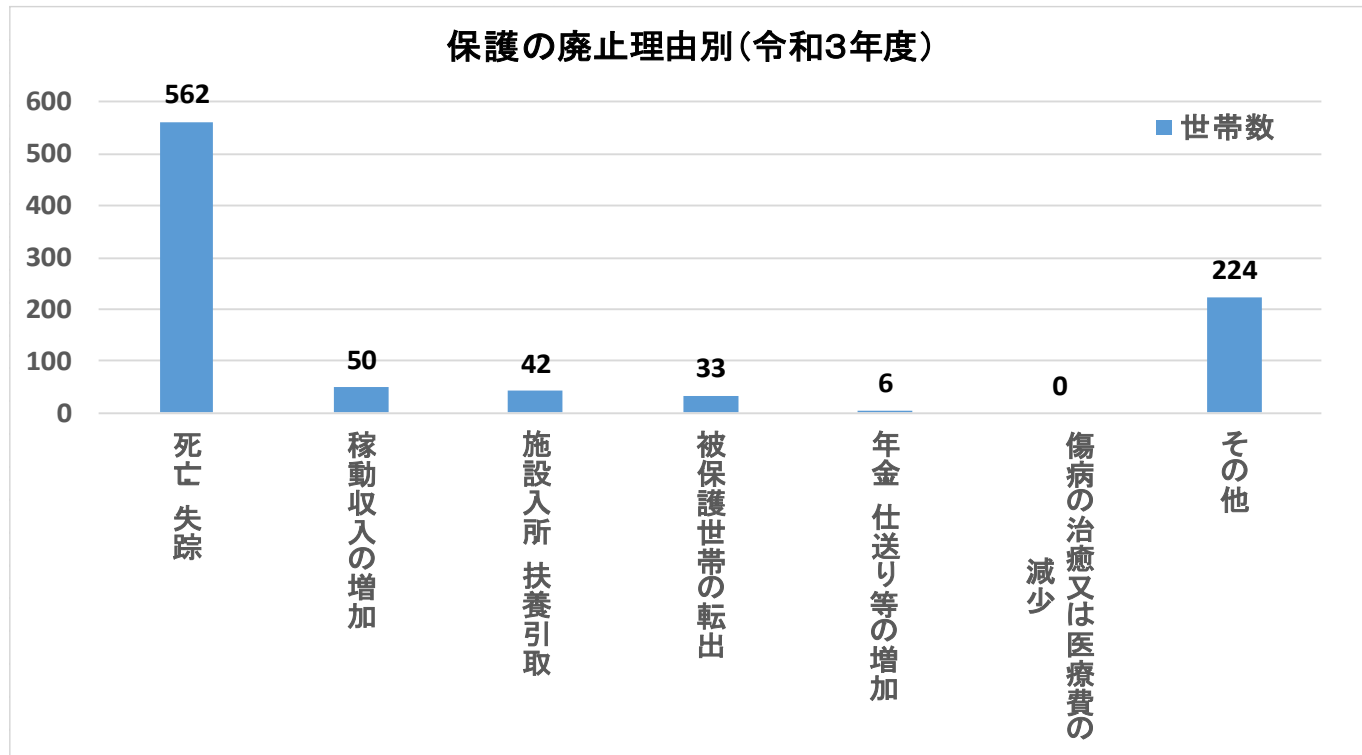
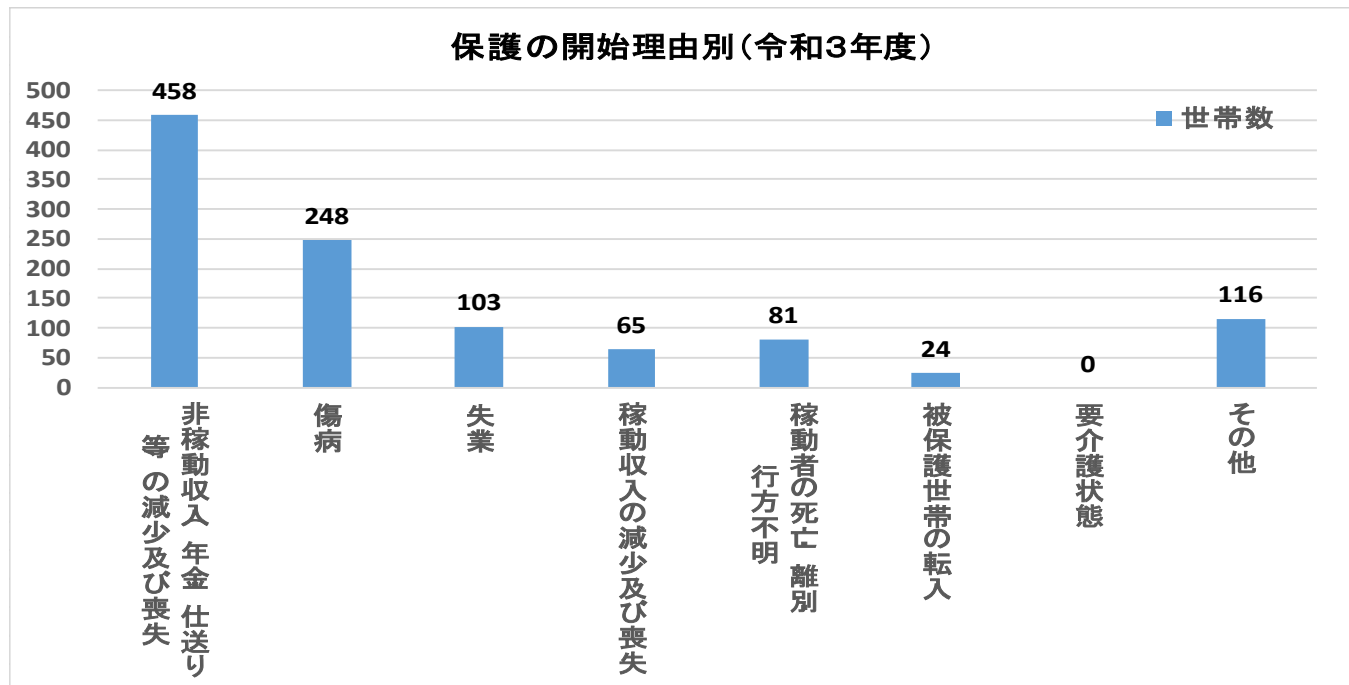
保護率の推移(各年度月平均)



4 保護の開始・廃止の理由別構成

保護の開始理由は、世帯主の非稼働収入の減少及び喪失に起因するものが最も多く、458世帯となっています。

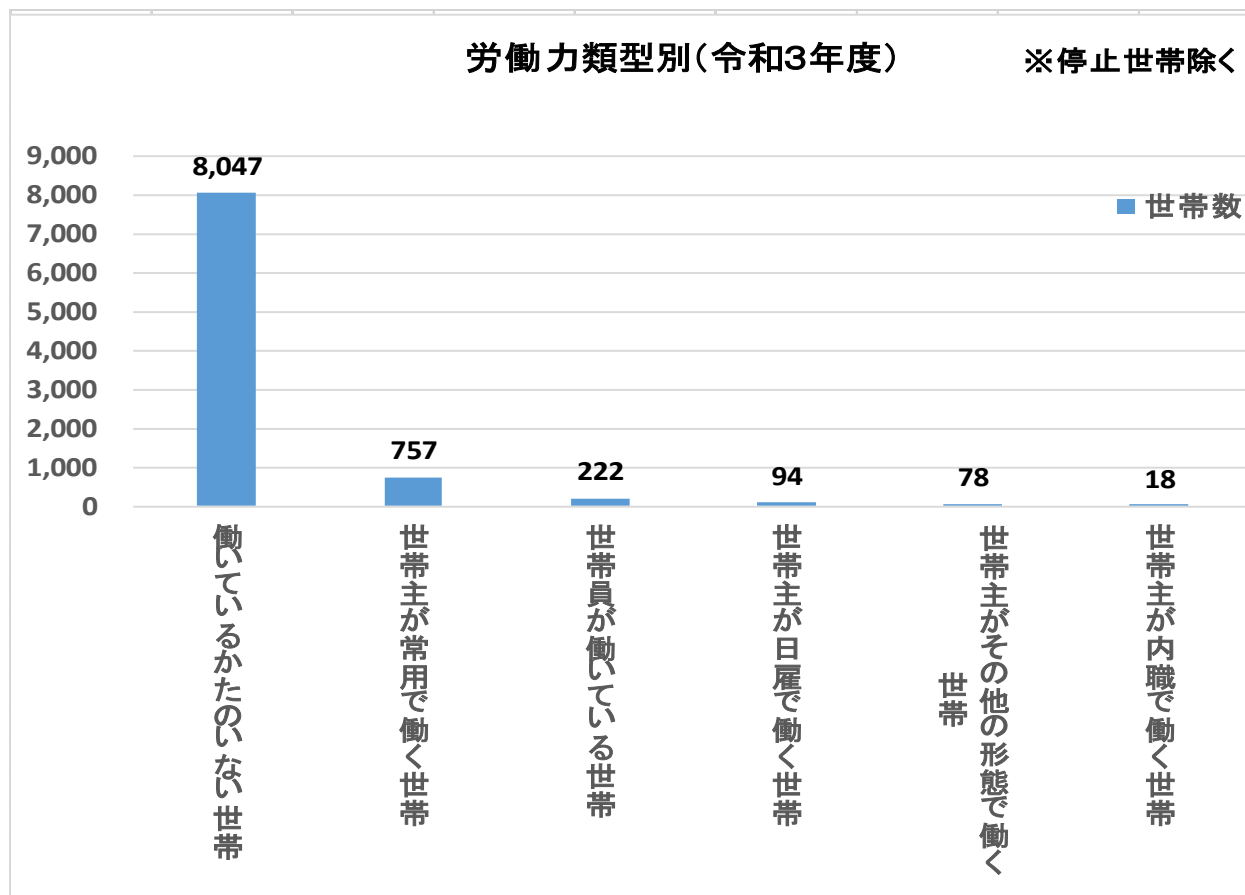
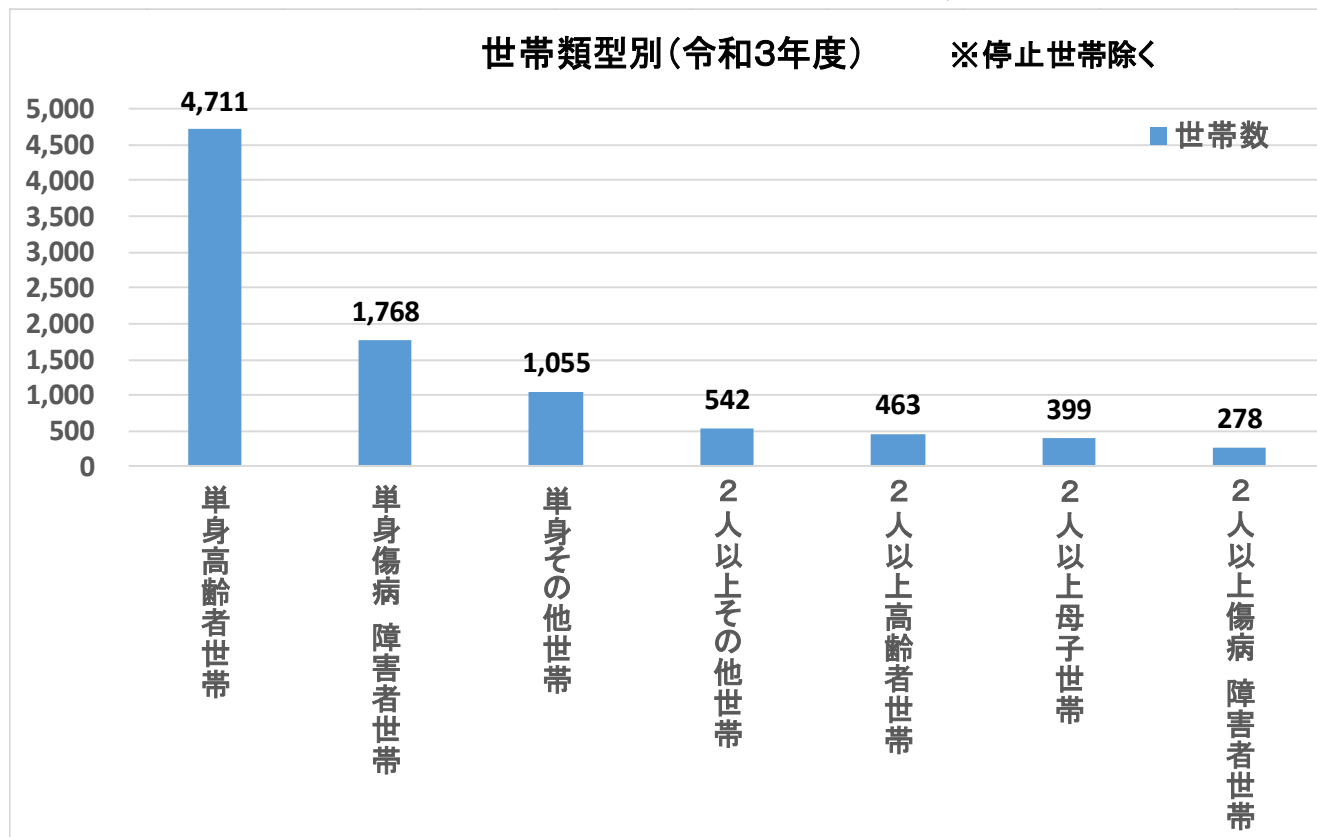
また、保護の廃止理由では、死亡・失踪に起因するものが最も多く、562世帯となっています。



5 保護世帯類型及び労働力類型

世帯類型別では、単身高齢者世帯が最も多く、4,711世帯となっています。

また、労働力類型別では、働いているかたのいない世帯が最も多く、8,047世帯となっています。



6 病類別医療扶助人員の推移

医療扶助人員の内訳をみると、令和元年度までは増加傾向でしたが、令和２年度以降は微減となっています。

(各年度月平均)

年度	入 院			入 院 外			合 計		
	精神	一般	計	精神	一般	計	精神	一般	計
2 9	140 40.7%	204 59.3%	344	210 2.7%	7,672 97.3%	7,882	350 4.3%	7,876 95.7%	8,226
3 0	144 41.1%	206 58.9%	350	264 3.3%	7,730 96.7%	7,994	408 4.9%	7,936 95.1%	8,344
元	133 37.8%	219 62.2%	352	309 3.9%	7,698 96.1%	8,007	442 5.3%	7,917 94.7%	8,359
2	135 38.2%	218 61.8%	353	309 4.0%	7,500 96.0%	7,809	444 5.4%	7,718 94.6%	8,162
3	137 38.8%	216 61.2%	353	299 3.8%	7,486 96.2%	7,785	436 5.4%	7,702 94.6%	8,138

(注) 下欄は構成比

7 生活保護扶助費の推移（決算額）

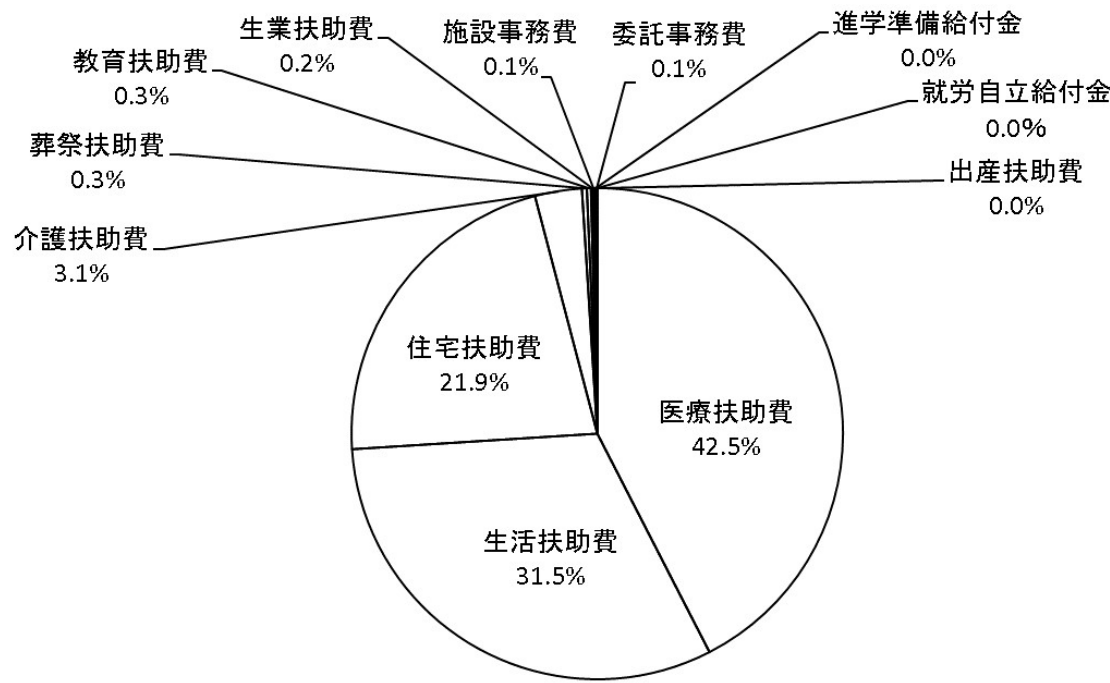
(千円)

年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活扶助費	7,156,942	6,838,902	6,750,249	6,738,905	6,820,235
住宅扶助費	4,464,491	4,489,927	4,552,180	4,607,183	4,686,530
教育扶助費	96,903	79,196	61,823	64,145	56,124
介護扶助費	539,385	578,921	639,968	652,870	678,852
医療扶助費	8,447,744	8,596,923	8,809,554	8,836,682	9,125,961
出産扶助費	547	191	765	344	267
生業扶助費	45,583	36,574	31,239	30,050	28,883
葬祭扶助費	50,336	54,373	66,135	68,995	72,882
施設事務費	27,066	24,986	23,960	24,419	24,137
就労自立給付金	1,935	2,759	3,263	3,313	2,203
進学準備給付金	—	3,800	4,100	3,300	2,300
委託事務費	—	—	—	2,248	7,472
合 計	20,830,932	20,706,552	20,943,236	21,032,454	21,505,846

8 生活保護の予算

扶助費は市予算（一般会計歳出）の9.9%を占めています。また、扶助費の総額中、医療扶助費は42.5%占めており、毎年度増加傾向にあります。

令和4年度生活保護費予算額



(単位：円)

区 分	予 算 額	構 成 比
生 活 扶 助 費	6,829,387,000	31.5%
住 宅 扶 助 費	4,749,068,000	21.9%
教 育 扶 助 費	57,636,000	0.3%
介 護 扶 助 費	668,070,000	3.1%
医 療 扶 助 費	9,194,370,000	42.5%
出 産 扶 助 費	1,000,000	0.0%
生 業 扶 助 費	29,250,000	0.2%
葬 祭 扶 助 費	69,960,000	0.3%
施 設 事 務 費	24,240,000	0.1%
就 労 自 立 給 付 金	4,000,000	0.0%
進 学 準 備 給 付 金	4,400,000	0.0%
委 託 事 務 費	26,324,000	0.1%
合 計	21,657,705,000	100.0%